

練馬区食育推進計画



平成 19 年(2007 年)12 月

練馬区

食育推進に関する「標語」

練馬区では、平成 19 年 10 月に、食育の趣旨や区民の皆さまが目指す行動などを表現した標語を公募しました。その後、「練馬区食育推進ネットワーク会議」において、優秀賞 3 点を選考しました。

優秀賞作品

- ・「健康は 正しい食事の 贈り物」
- ・「おはよう と 笑顔で健康 朝ごはん」
- ・「食育は 健やかライフの 第一歩」

は じ め に

近年、食に関して、肥満や生活習慣病の増加、若い女性のやせ過ぎ、朝食の欠食など、様々な問題が出現しています。このような状況の中、平成17年7月に、「食育基本法」が施行されました。同法では、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくむために、「食育」の推進に国や地方自治体などが取り組むこととしています。

練馬区においても、食育の推進を重要な課題として位置づけ、同法に基づいて、「練馬区食育推進計画」を策定しました。本計画は、平成20年1月から23年3月までを計画期間とし、「食を通じて生きる力を育む」を基本理念としています。この基本理念を実現するために、計画では、以下の4つの基本方針を定めました。

- (1) 健全な食習慣の習得と、心身の健康増進を図ります。
- (2) 食を大切にすることを育みます。
- (3) 健康的で安全・安心な食べ物を選択する力を育てます。
- (4) 多くの区民の連携による食育の広がりを目指します。

さらに、計画の中には、具体的な重点目標とともに、最終年度における数値目標も掲げました。今後、区では、これらの基本方針の下に、様々な施策を積極的に実施してまいります。

計画期間中、本計画を着実に推進することにより、多くの区民の皆さまが「食育」を通じて健康な身体と豊かな心をはぐくまれることと、豊かな練馬の食文化が次の世代に引き継がれていくことを切に願っております。

末筆となりましたが、本計画の策定に当たり、区民の皆さまをはじめ関係機関・関係者の方々など各方面から貴重なご意見を賜りました。心からお礼を申し上げます。

平成19年12月

練馬区長 志村 豊志郎

目 次

第1章 計画策定の主旨

- 1 計画の策定にあたって 1
 - (1) 計画の策定経緯 1
 - (2) 計画の期間 1
 - (3) 計画の位置づけ 1
- 2 食育の基本理念と基本方針 2

第2章 食をめぐる練馬区の現状と課題

- 1 生涯を通じての健全な食習慣と健康の維持増進の普及 4
 - (1) 乳幼児と保護者 4
 - (2) 児童・生徒 6
 - (3) 成人 8
 - (4) 高齢者 12
- 2 食の大切さの理解と普及 15
- 3 食に関する正しい情報の提供 17

第3章 食育の施策

- 1 食育施策体系図 19
- 2 施策の方向性と個別事業 20
 - (1) 乳幼児と保護者の食育の推進 22
 - (2) 児童・生徒の食育の推進 27
 - (3) 成人の食育の推進 30
 - (4) 高齢者の食育の推進 32
 - (5) 生産者、事業者との交流体験 36
 - (6) 食文化の伝承 38
 - (7) 食に関する情報発信 41
 - (8) 食の安全・安心の確保 44
 - (9) 食育を推進する人材の育成 46
 - (10) 関係機関・団体などとの連携、ネットワークづくり 49

第4章 計画の着実な推進と評価

- 1 計画の推進 51
- 2 計画の評価 51

- 資料 食育基本法 前文 52

第 1 章 計画策定の主旨

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の策定経緯

平成 17 年 7 月に「食育基本法」(以下「基本法」という。)が施行されました。

この「基本法」が制定された背景としては、わが国の食をめぐる状況が様々な問題を含んでいることにあります。また「基本法」には、国民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的に、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、国民などの責務、国および地方公共団体による推進計画の策定、基本的施策などが定められています。

その後、同法に基づき、国は平成 18 年 3 月に「食育推進基本計画」を、東京都は平成 18 年 9 月に「東京都食育推進計画」をそれぞれ策定しています。

練馬区では、これまでも関係機関や団体などがそれぞれ食育推進に取り組んできました。この取り組みをさらに進めていくために、区民、地域、学校、保育園など、関係団体などがそれぞれの役割を理解し、連携を図って食育を推進していくことが必要です。このため、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な取り組みを行っていく「練馬区食育推進計画」を策定しました。

なお、計画の策定にあたっては、区民意見反映(パブリックコメント)制度に基づいて計画(案)を公表し、広く、区民の皆さまのご意見を伺いました。さらに、区民の健康保持および増進に寄与することを目的に設置されている「練馬区健康推進協議会」にお諮りし、ご意見をいただきました。

(2) 計画の期間

「練馬区食育推進計画」の計画期間は、平成 20 年 1 月から平成 23 年 3 月までとし、既に策定されている「健康づくり総合計画」の計画期間と合わせます。次の計画期間は、両計画を統合し、食育と健康づくりを総合的に推進していく予定です。

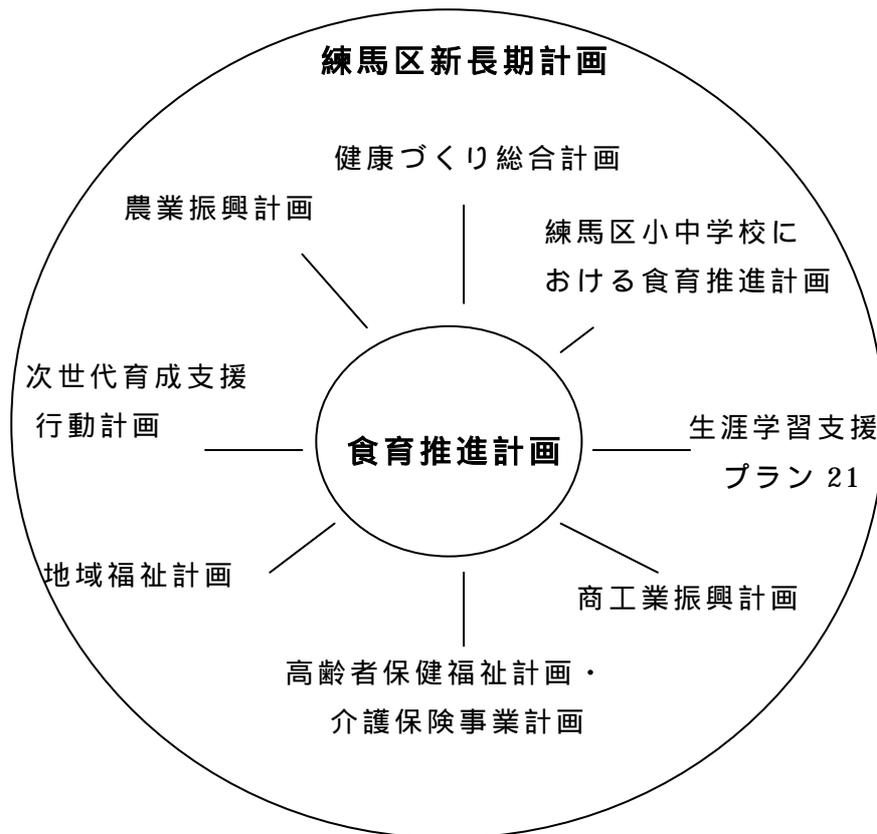
(3) 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 18 条により策定を求められている、市町村食育推進計画の性格を持ち、区の食育推進に関する取り組みを定めています。

本計画は、「練馬区新長期計画」を上位計画とし、その分野別計画に位置するものであり、「食」に関わる分野の現状と課題を明らかにして、今後、計画期間内に達成すべき目標を定めたものです。

本計画は、各部署が所管する食に関わる個別計画間の連携を図りながら策定するものです。

練馬区食育推進計画と諸計画の関連



2 食育の基本理念と基本方針

食をめぐる問題として、朝食の欠食をはじめとする食習慣の乱れ、肥満の増加による生活習慣病の増加、若い女性の過度のやせ願望によるやせ過ぎ、また食に関する情報の氾濫から正しい情報の選択が困難になっているなどの状況があります。さらに、従来は主に家庭や地域で食育として培われてきた食を大切にする意識や、食べ物への感謝の気持や理解なども、単身世帯の増加や核家族化などが進み、家族そろって食事をする機会が減少してきたことなどにより、その役割が薄れてきています。

このような状況を改善していくために、食育の基本理念と4つの基本方針の下に食育推進を展開していきます。

基本理念「食を通じて生きる力を育む」

食育は、区民が様々な体験や学習を通じて、食の知識と食の選択力を学び、食の大切さの理解を深めて、生涯を通して健やかに過ごしていくことを実現するものです。

基本方針

(1) 健全な食習慣の習得と、心身の健康増進を図ります。

生涯を通じて健康に過ごしていくことは、誰もが望むことです。そのためには、栄養のバランスのとれた食事、適度な運動、適度な睡眠や休養が大切です。基本的な食習慣の確立や、生活リズムの向上を目指します。

(2) 食を大切にすることを育みます。

食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、「食」に関わる人々の様々な活動に支えられています。また、家庭は「食」を大切にすることを育む場です。飽食といわれる中で、家庭等での食べ残しや廃棄を減少させていくことが必要です。練馬区の緑豊かな環境を活かして、野菜などの生産現場を体験したり、子ども頃から、食べ物が食卓にのぼるまでの過程を理解することなどにより、「食」に対する感謝の心と同時に、「食」のマナーを高めていくことを目指します。

(3) 健康的で安全・安心な食べ物を選択する力を育てます。

区民の一人ひとりが健康的な食生活を自ら実践できるように、様々な機会をとらえ、「食」に関する正しい知識や正しい選択ができる力を育てます。

(4) 多くの区民の連携による食育の広がりを目指します。

多くの区民や、「食」に関わる様々な団体や、行政が、食育の意義や必要性を理解し、「食」をめぐる問題意識を共有して積極的な取り組みを行っていくことにより、食育の広がりや次の世代への伝承を目指します。

第2章 食をめぐる練馬区の現状と課題

1 生涯を通じての健全な食習慣と健康の維持増進の普及

(1) 乳幼児と保護者

乳幼児期は、子どもたちが生涯にわたって健康に生活できるような食習慣の基礎を培う時期です。子どもの健やかな心と身体を育むためには、何をどれだけ食べるかということと共に、いつ、誰と、どのように食べるかということが重要になります。食事は身体の栄養になると同時に、心の安定をもたらします。

この時期は、十分に身体を動かし、食事を規則的にとることで健やかな生活リズムを整えていくとともに、家族と一緒に食事をするすることで、バランスの良い食事をとる習慣や、スプーンや箸の使い方などの食事の行儀・マナーなどの基礎的な食習慣を身に付けていきます。また、買い物や料理、後片付けなど、食事づくりに関わることで、食べることへの関心も高まり、家族や人との絆を深め、心を豊かにしてくれます。みんなで食事をする楽しさを見直し、親から子へ、子から孫へと受け継がれる家庭での食生活を大切にする必要があります。

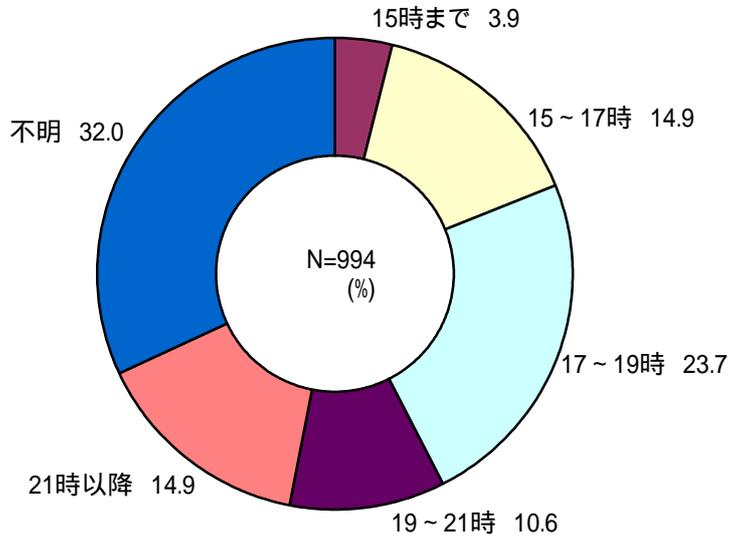
しかし、ライフスタイル*の多様化により、父親の終業時間が19時以降の家庭が25.5%あること、0～5歳児で朝食を食べない日のある割合が7.5%などから、家族の生活時間のずれ違いや、核家族化などにより、家族そろって食事をする機会が少ない世帯のある状況がうかがえます。(図1・図2参照)

乳幼児期の子どもを持つ保護者からは、子どもが将来にわたって健康的な食習慣を身に付けるためには、家庭における働きかけが必要という認識は持ちながらも、具体的に実践する方法がわからないという相談が多くあります。

そのためには区民が、地域の児童館・保育園等の身近な場所で気軽に相談が受けられたり、みんなで一緒に食べる楽しさを経験したり、また、地域の食文化に触れることができる機会を設けるなどの支援が求められています。そのために、各関係機関が連携して施策を進めることが必要とされています。

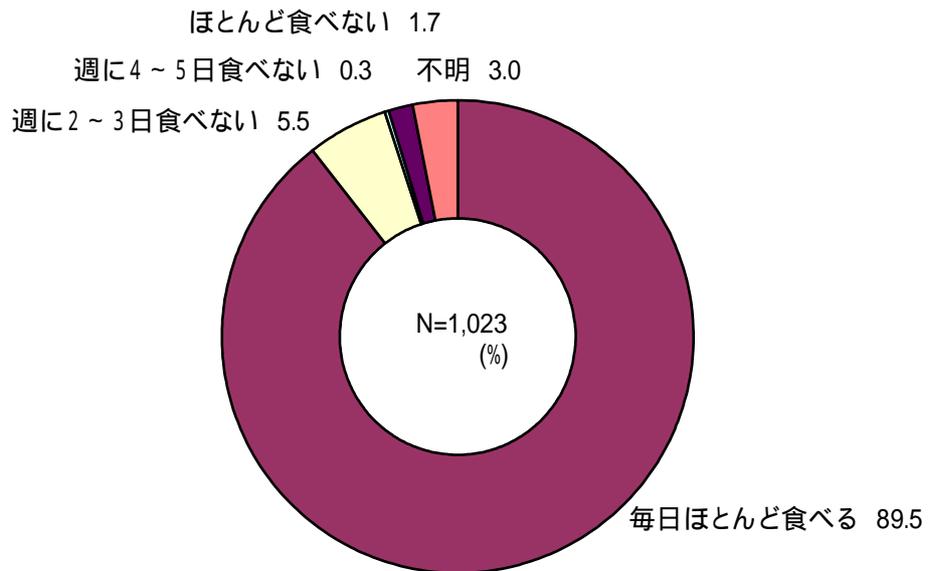
* ライフスタイル：生活に対する価値観や生活習慣の様式のこと、衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会の関わり方まで含む、広い意味での生き方をあらわします。

図1 父親の終業時間帯



資料:練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成16年)

図2 0~5歳児の朝食摂取状況



資料:練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成16年)

(2) 児童・生徒

平成 19 年 3 月の「練馬区小中学校における食育推進検討委員会報告」によると小学生の朝食欠食率は 4.0%、中学生では 9.0%で、小中学生合計で平均 6.5%でした。また、全国平均は 8.4%でした。(平成 17 年国民健康・栄養調査結果)

中学校 2 年生と小学校 1 年生を除き、女子に比べて男子の方が朝食をとらない割合が高くなっています。また、小学校 5 年生を境にして、以降は学年が上がるごとに欠食率が高くなっています。(図 3 参照) 学齢期における朝食の欠食は、栄養バランスや生活リズムが乱れるほか、集中力や学習能率が低下するともいわれています。

家族と一緒に朝食をとった割合をみると、小学生では週 6 ~ 7 回(ほぼ毎日)が約 7 割、中学生では約 5 割に下がり、全く家族と一緒に朝食をとらない(0 回)が約 2 割に増えています。比較的、家族がそろいやすい朝食でも一人で食べる孤食*の傾向があります。(図 4・図 5 参照)

平成 17 年度練馬区中学生体力調査結果をみると、東京都の平均と比較した場合、体格・体力ともに上回っていますが、全国レベルでは、体力面で下回っている結果が出ています。体力の向上のためには、適切な運動と十分な休養・睡眠の他に調和のとれた食事が必要不可欠です。

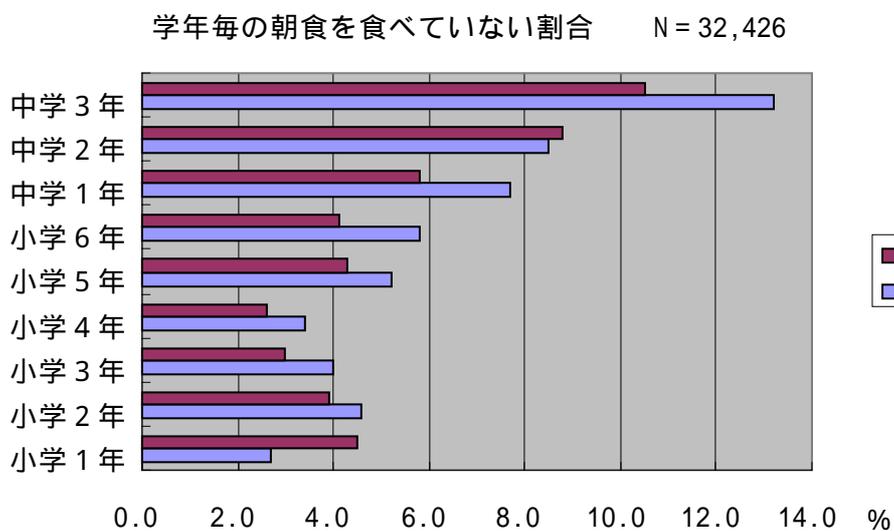
練馬区立学校の定期健康診断では、関係者の指導と努力によって、肥満傾向にある児童生徒数が年々減少しつつあります。今後も引き続き肥満や、やせ過ぎの予防と体力向上を図っていくためには、適切な運動と十分な休養・睡眠と共に栄養のバランスのとれた食生活が必要不可欠です。

また、児童館では夏休みなどの長期休業中に、子どもたちの孤食や偏食等を少なくしていくために、昼食の場を提供する事業を行っています。友だちと楽しく食事をする大切な場になっています。

学童期は、生涯を通じて栄養や食事のとり方などを自ら判断し、望ましい食習慣を実践していくための、食の自己管理能力を会得するための基礎をつくる重要な時期です。食に関する問題は、保護者の意識や価値観の多様化、社会環境の変化に伴い、保護者のみではなく家庭・学校・地域が一体となった食育への取り組みが求められています。

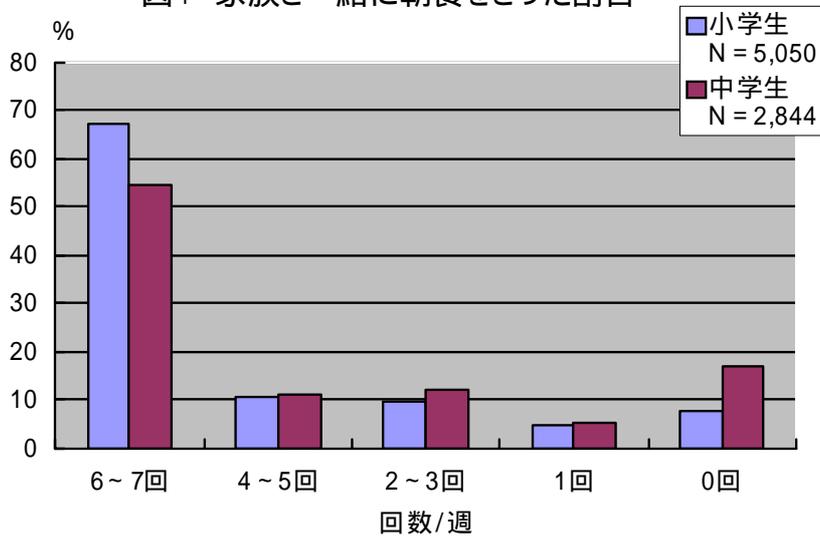
* 孤食：一人で食事をとること。家族が違う時間に一人ひとり食事をとること。

図3 小中学生の朝食欠食率

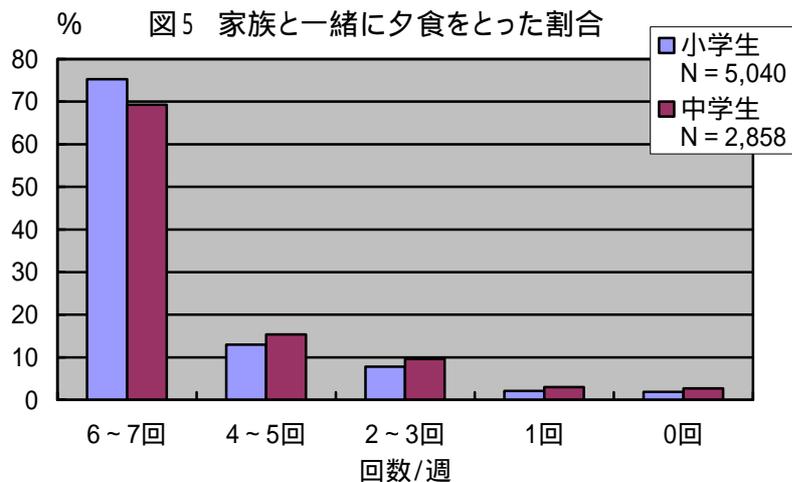


資料：練馬区立小中学生の生活実態調査結果（平成19年3月）

図4 家族と一緒に朝食をとった割合



資料：第10回練馬区児童生徒基礎調査報告書（平成12年）



資料：第10回練馬区児童生徒基礎調査報告書（平成12年）

（3）成人

ライフスタイルの多様化などに伴って食生活が大きく変化し、朝食の欠食や、野菜の摂取量が少ないなど、食事内容の偏りが見られます。（図6～図8）

こうした不規則な食事の増加や日常的な生活活動量が少なくなっていることなどから、平成17年国民健康・栄養調査の結果では、成人男性の肥満者の割合が増加しており、壮年期が最も高くなっています。練馬区においても同様の傾向が見られ、糖尿病、心疾患などの生活習慣病の増加が懸念されます。（図9・図10参照）近年、生活習慣病予防のために、糖尿病・心筋梗塞・脳血管疾患の発症リスクが高まるメタボリックシンドローム*予防啓発などの取り組みを進めています。

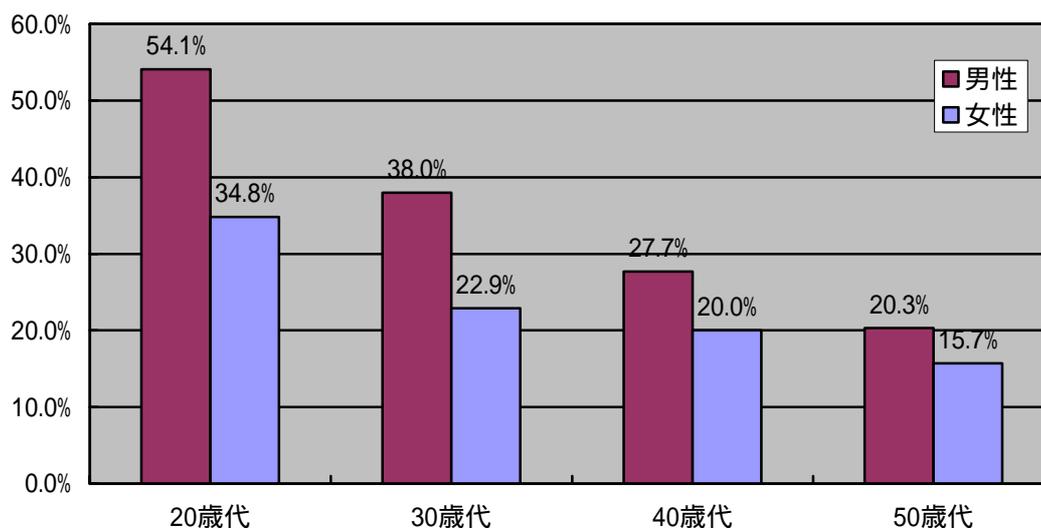
一方、成人女性は、20～30歳代の23%が低体重です。練馬区においても瘦身願望の強い20～30歳代の女性の低体重が問題となっています。（図11・図12参照）さらに、生活習慣病のひとつとして捉えられている歯周病のうち、重度の歯周病に罹患している人の割合が練馬区の平成17年度成人歯科健康診査では36.7%（都平均41.4%）となっています。いつまでも自分の歯でおいしく食事をするためには、成人期の適切な管理が大切になります。

健康的な食生活を身に付けるとともに、自らの健康管理ができるよう食習慣などの生活習慣の改善のための支援が求められています。そのために、保険者・事業者・行政・NPO等が密接に連携し協力体制を作ること、地域・職域にある様々な保健活動や関連サービスと有機的に連動できるような保健指導体制を構築していくことが課題です。

* メタボリックシンドローム：心筋梗塞や脳梗塞といった動脈硬化疾患の危険性を高める複合型リスク症候群のことで、内臓脂肪型肥満の人が高血糖、高血圧、高脂血症のうち2つ以上を合併している状態。

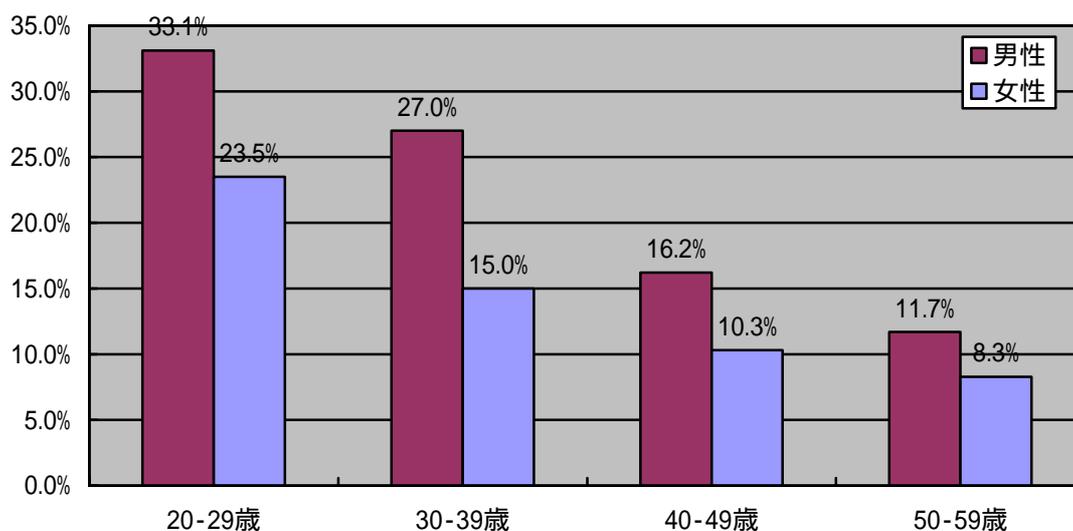
また、家庭・地域においては、次世代を健やかに育てる基盤として、子どもたちに食事の知識を伝えていくことや食育を実践することが求められています。そのために、子どもと親の健康づくりを総合的に支援することが急務です。

図6 成人期の朝食を欠食する人の割合(練馬区)

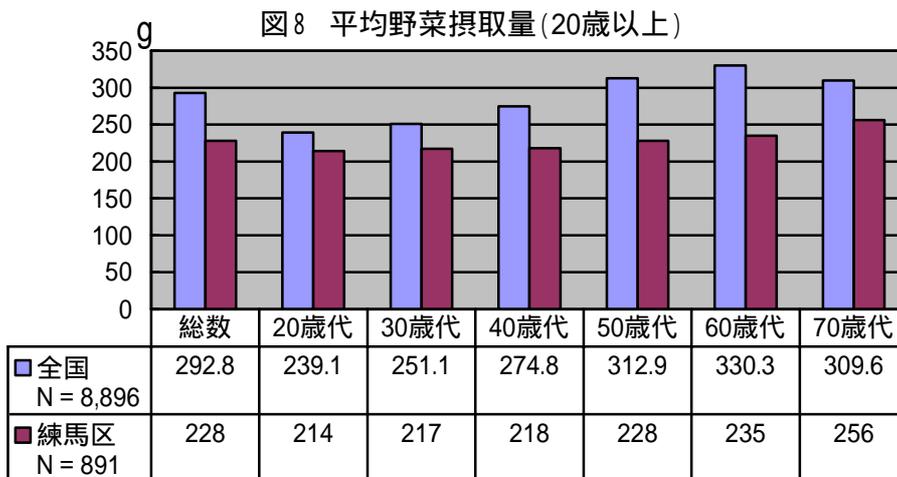


資料:練馬区健康実態調査(平成15年) N=232

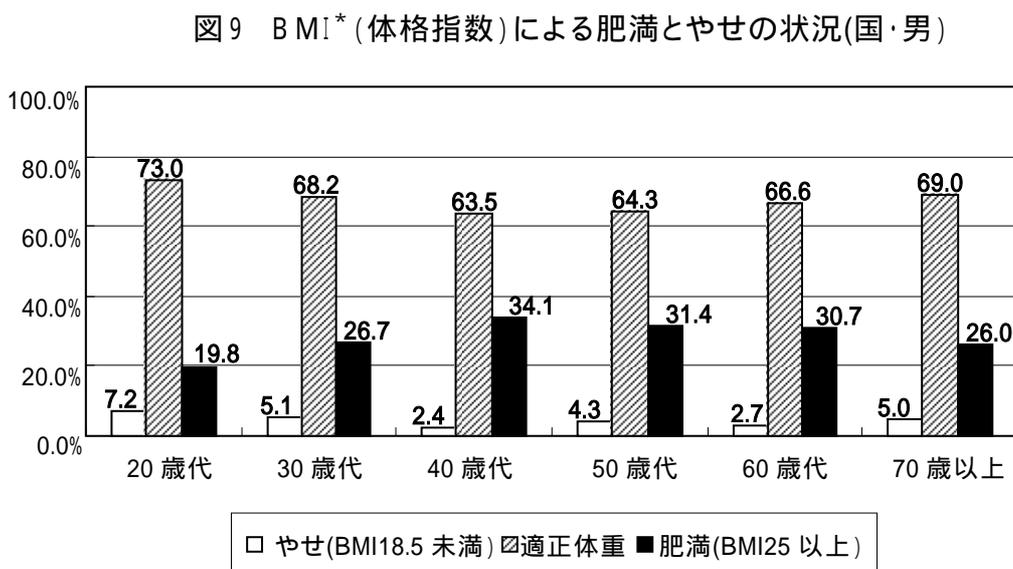
図7 成人期の朝食を欠食する人の割合(国)



資料:国民健康・栄養調査結果(平成17年) N=4,503



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成17年)、「練馬区健康実態調査」(平成14年)

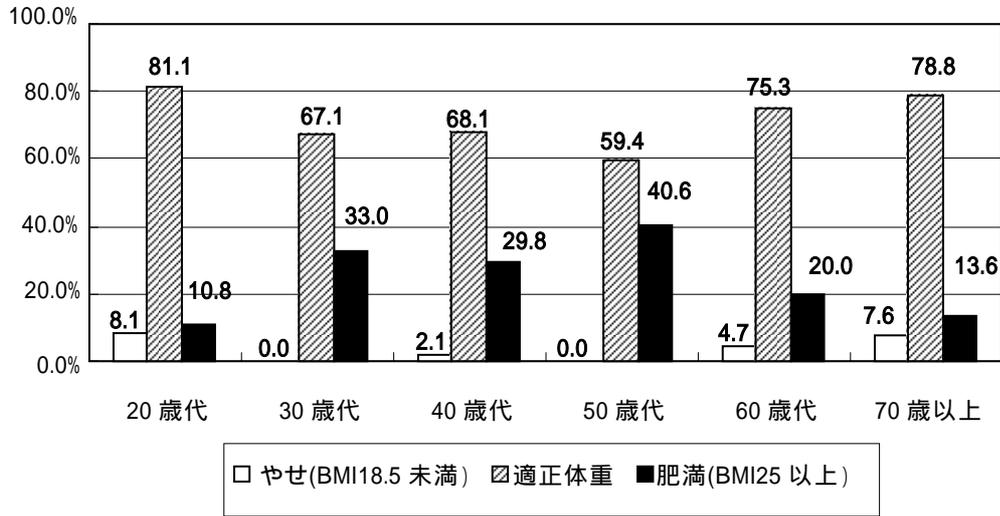


N = 2,666

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成17年)

*BMI(body mass index):体重(体格)指数のことで、体重÷身長÷身長で算出される体重(体格)の指数である。日本肥満学会によると、BMIが22の場合が標準体重である。BMIが25以上の場合を肥満、BMIが18.5未満である場合をやせとする。

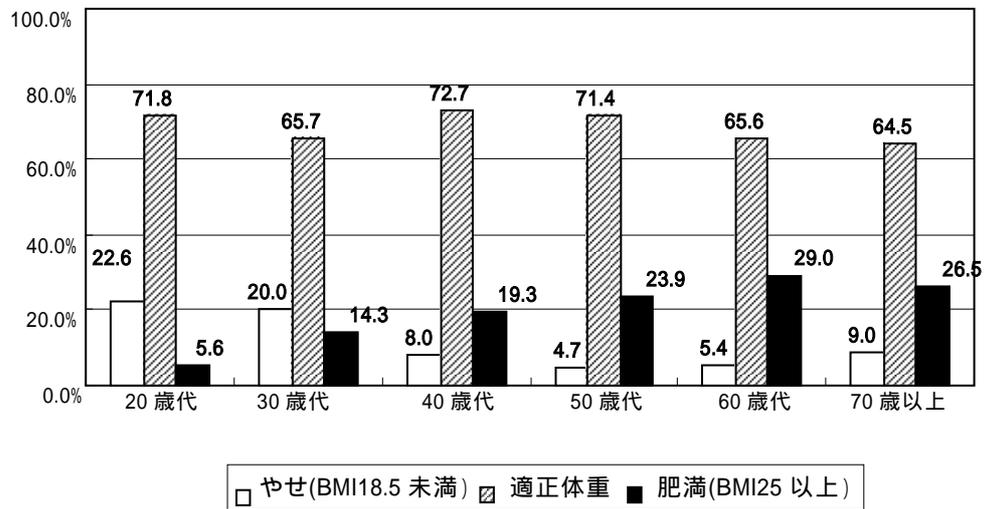
図 10 BMI(体格指数)による肥満とやせの状況(練馬区・男)



N = 383

資料：「練馬区健康実態調査」(平成14年)

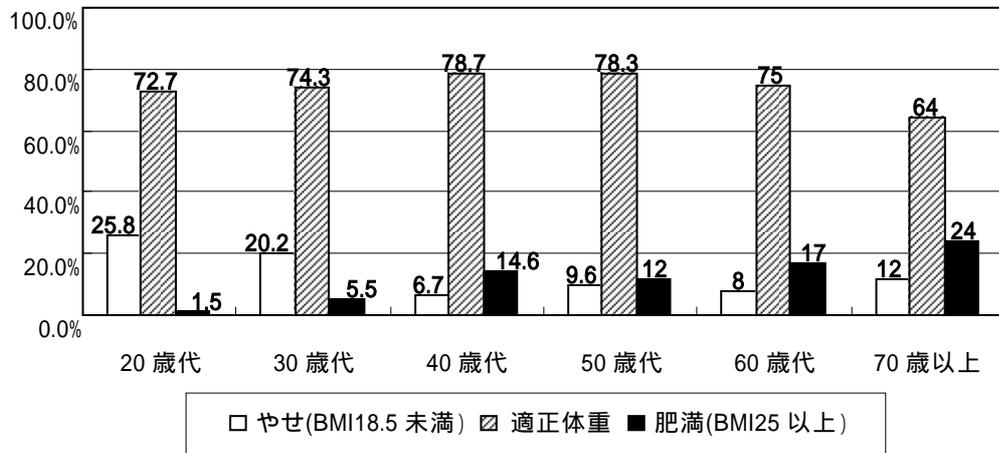
図 11 BMI(体格指数)による肥満とやせの状況(国・女)



N = 3,316

資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」(平成17年)

図 12 BMI(体格指数)による肥満とやせの状況(練馬区・女)



N = 508

資料：「練馬区健康実態調査」(平成14年)

(4) 高齢者(65歳以上)

年齢を重ねるほど、心身の健康度は個人差が大きくなるといわれています。65歳以上の練馬区民では、元気高齢者が約80%を占めています。高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと自分らしく生きることを実現するためには、健康づくりや介護予防に積極的に取り組む必要があります。

高齢者基礎調査(高齢者一般調査)によると、健康について知りたいことは「認知症(痴呆)の予防について」(28.5%)、「がんや糖尿病等の生活習慣病の予防について」(25.6%)、「栄養・食生活について」(24.4%)が主なものとして挙げられていますが、全てに共通するのは「食」が関係していることです。

高齢者は、子どもの自立など生活環境の変化に伴い、意欲や体力の低下を招き、様々な病気にもかかりやすくなります。高齢者基礎調査によると、普段の食事を約9割の人が「とても楽しいと感じる」「楽しいと感じている」のに対し、「楽しいと感じない」「食べる気力がない・つらい」と感じる人が1割いるという現状を見逃すことはできません。単身世帯では「とても楽しい」と「楽しい」の合計が8割を下回っており、他の世帯構成よりも低いことがわかります。また、普段の食事については、調査全体では85.4%が「毎日必ず3食とっている」のに対し、単身世帯では74.4%と10ポイントも低くなっています。(図13・表1参照)

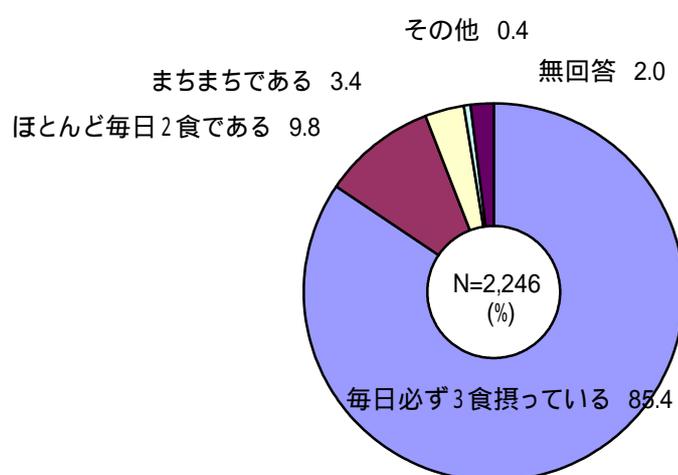
高齢化が進むにつれてひとり暮らしの高齢者が増加して、外出の回数が減り、閉じこもりがちになるという問題が生じています。仲間や家族などと楽しく食事をすることは、この予防のために大切です。高齢者の食事サービスを充実して、健康の保持を支援していくことが必要です。(図14・表2参照)

また、高齢者は年齢とともに筋力が低下し、食べ物の飲み込みが上手にできなくなることがあります。虫歯や歯周病、義歯の不具合があり粗しゃくが十分にで

きないと、食べ物をのどに詰まらせたり、むせたりしやすくなります。高齢期の口腔ケアと口腔機能の向上は、生活の質を高めるために欠かすことができません。

生きがいや趣味を持って暮らし、いつまでも身体的・精神的な活動を続けることが自己実現の上で大切です。健康づくりに取り組む自主グループが、自らの健康づくりだけでなく、高齢者の健康づくりの担い手として地域で活躍できる仕組みづくりが急務となっています。

図13 高齢者の食事の摂取状況



資料：練馬区高齢者基礎調査報告書(平成17年)

表 1 高齢者の食事の摂取状況 (世帯構成別)

世帯構成別の比較

上段：実数

2,143 世帯

下段：(%)

	全体	毎日必ず 3食摂っ ている	ほとんど 毎日2食 である	まちまち である	その他	無回答
単身世帯	356 (100.0)	265 (74.4)	62 (17.4)	22 (6.2)	3 (0.8)	4 (1.1)
夫婦のみの世帯	907 (100.0)	809 (89.2)	70 (7.7)	19 (2.1)	3 (0.3)	6 (0.7)
その他の世帯	880 (100.0)	760 (86.4)	82 (9.3)	29 (3.3)	2 (0.2)	7 (0.8)

資料：練馬区高齢者基礎調査報告書 (平成 17 年)

図14 高齢者が主に食事を一緒にする人

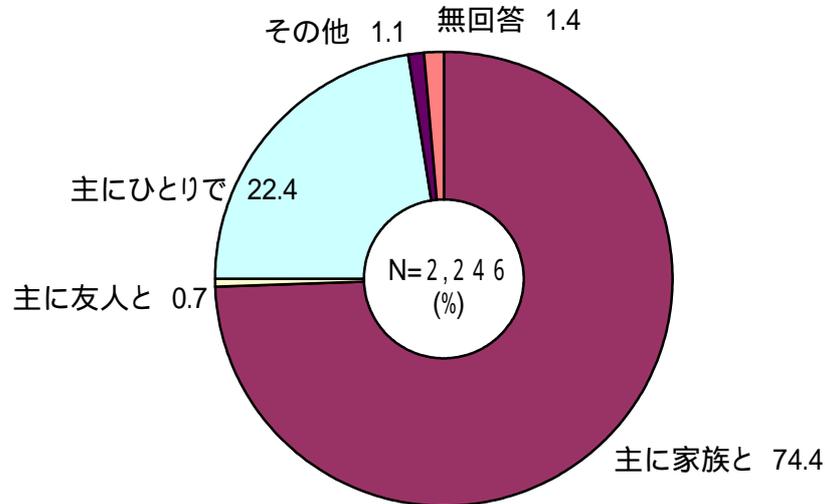


表2 高齢者が主に食事を一緒にする人(世帯構成別)

世帯構成別の比較

2,143 世帯

上段：実数
下段：(%)

	全体	主に家族と	主に友人と	主にひとり	その他	無回答
単身世帯	356 (100.0)	10 (2.8)	8 (2.2)	319 (89.6)	8 (2.2)	11 (3.1)
夫婦のみの世帯	907 (100.0)	855 (94.3)	3 (0.3)	39 (4.3)	2 (0.2)	8 (0.9)
その他の世帯	880 (100.0)	735 (83.5)	3 (0.3)	121 (13.8)	12 (1.4)	9 (1.0)

資料：練馬区高齢者基礎調査報告書（平成17年）

2 食の大切さの理解と普及

今日、都内では都市化が進み農家や農地が減少し、生鮮食料品の小売店も減少している状況です。一方、外食や持ち帰りの惣菜、弁当の利用は増えています。また、消費者が食物の生産の現場を身近に感じることや、食べ物がどのように作られ流通するのかといったことに対する関心が薄れてきています。

このような中で、練馬区は23区の中で最も緑豊かな環境に恵まれ、身近に農地や農家が多いという特性があります。(図15・表3参照)こうした環境を活かして、農家の協力を得たり、区民農園の活用等で農業体験を行っている学校や保育園等があります。このような「体験」や「地産地消*事業」は、区民・事業者・区が協力して、拡大・充実させていく重要な課題です。

また、四季の変化がはっきりしている日本では、地方ごと、季節ごとに様々な食材が利用されてきました。その利用の仕方も、地域や家庭の中で様々な工夫を加えながら継承されてきました。これらの豊富な食材や工夫をこらした調理方法が、家庭の食卓に様々な彩りを添えてきたといえます。しかし、食に関する簡便化志向の高まりや外食産業の発展に伴い、家族で食卓を囲むことが減少するなかで、このような伝統の中から生まれてきた食習慣も、継承していくことが難しい状況になってきています。

今後、食育を進めるにあたっては、日本型食生活**の良い点を再評価・継承すると共に、それらを基盤にさらなる工夫を加えていくような取り組みが重要です。

*地産地消：「地場生産 地場消費」を略した言葉で、地域で生産されたものを地域で消費すること。

**日本型食生活：日本の伝統的食生活パターンである「ごはん」を中心として、大豆、野菜、魚などに加えて、畜産物や果実などが加わった栄養バランスに優れた健康的で豊かな食生活。

図15 東京都23区内農地面積構成比(単位:%)

東京都調査(市街化区域内農地面積 = 課税上市街化農地面積 + 都市計画生産緑地地区面積)

平成17年度

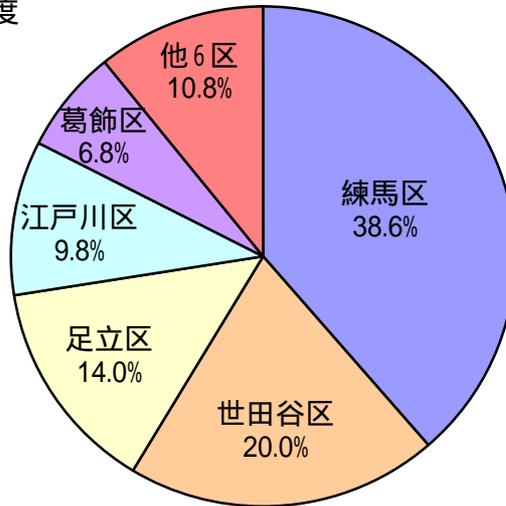


表3 東京都内市街化区域内農地面積(単位:ha)

東京都調査(市街化区域内農地面積 = 課税上市街化農地面積 + 都市計画生産緑地地区面積)

平成17年度

順位	区・市名	農地面積	生産緑地面積	指定率
1	八王子市	503.86	272.08	54.0%
2	町田市	408.55	278.06	68.1%
3	練馬区	287.54	217.87	75.8%
4	立川市	277.84	231.40	83.3%
5	小平市	239.70	209.30	87.3%
18	世田谷区	149.58	115.44	77.2%
20	足立区	104.25	39.51	37.9%

3 食に関する正しい情報の提供

マスメディアからの食に関する情報が氾濫し、ともすれば区民は様々な情報に振り回され、有用な情報を正しく選択することが困難な状況になっています。

20歳代の女性では、低体重（やせ）が全体の約2割を占めています。思春期を中心に多くの女性は、自分の体重を適正体重以上であると評価する傾向があり、現実の体型とは関係なくモデルのような体型になりたいという痩身願望が強く存在することがうかがえます。

また、食品添加物や残留農薬、遺伝子組換え食品などの安全性に関して、漠然と不安を抱く区民は少なくありません。BSE感染牛、食品の偽装表示事件、健康食品による健康被害など、次々と具体的な事件が発生したことに伴い、区民の食品健康影響への関心が高まっています。（図16・図17参照）

さらに近年、肉の生食に起因する食中毒も増加傾向にあり、生食の危険性に対する認識不足もうかがえます。

このような状況の中で、区民が適切な食生活や栄養管理を行っていくためには、区が正しい情報を提供することが大切です。区民がバランスよく食物を選択できるように、コンビニエンスストア、スーパー、外食産業などが食に関する正しい情報を発信したり、健康を意識したメニュー等を提供したりするなど、社会的な食環境づくりが必要です。

また、食の安全・安心を確保するためには、区が食品の安全情報をわかりやすく発信するとともに、区民・食品関係事業者など、食を取り巻く関係者と情報や意見の交換を行うリスクコミュニケーション*を推進することが必要です。

区民自らが情報を整理して、真に必要な情報を選択する力を習得するための支援が求められています。

* リスクコミュニケーション：消費者、事業者、研究者、行政者等が食品のリスクに関する情報及び意見を交換し、相互の信頼を築き理解しあうために対話を進めていくこと。

食の安全・安心についてのアンケート（平成 19 年度照姫まつりアンケートより）

図 16 Q 1 . あなたは日常の生活のなかで、食品に不安を感じていますか？
（回答数 407 名）

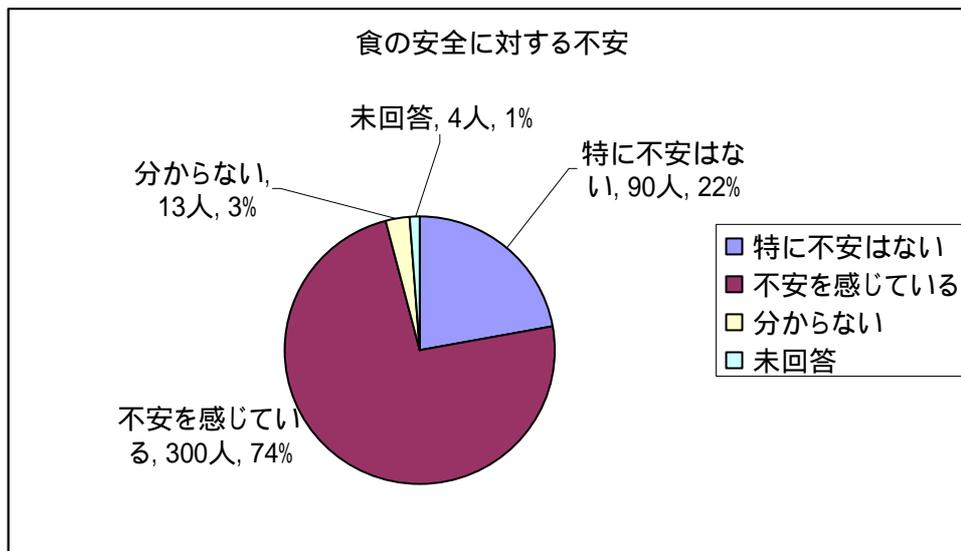
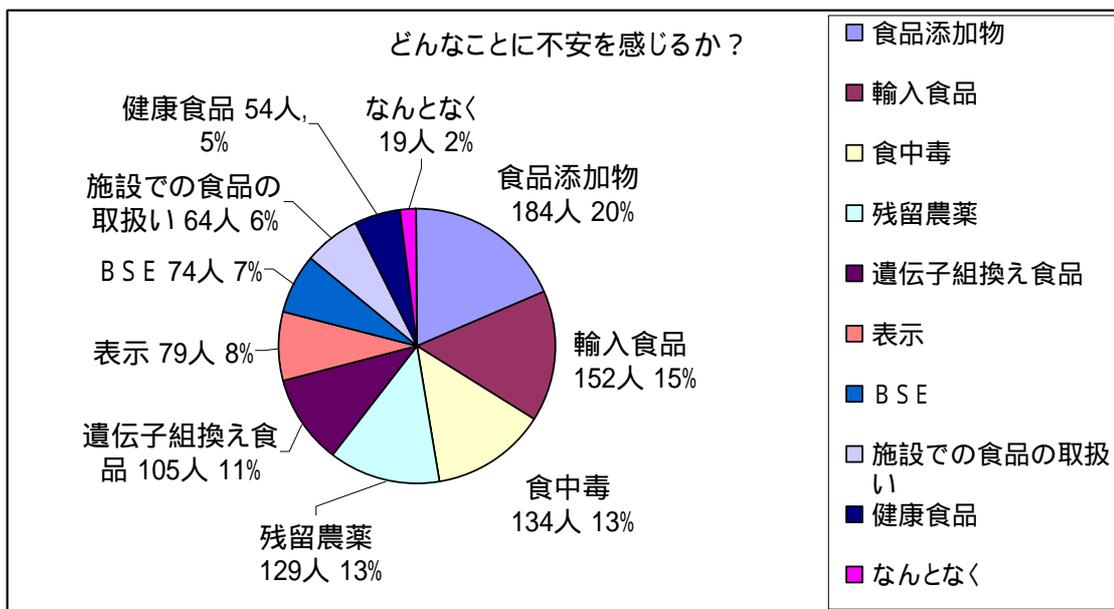
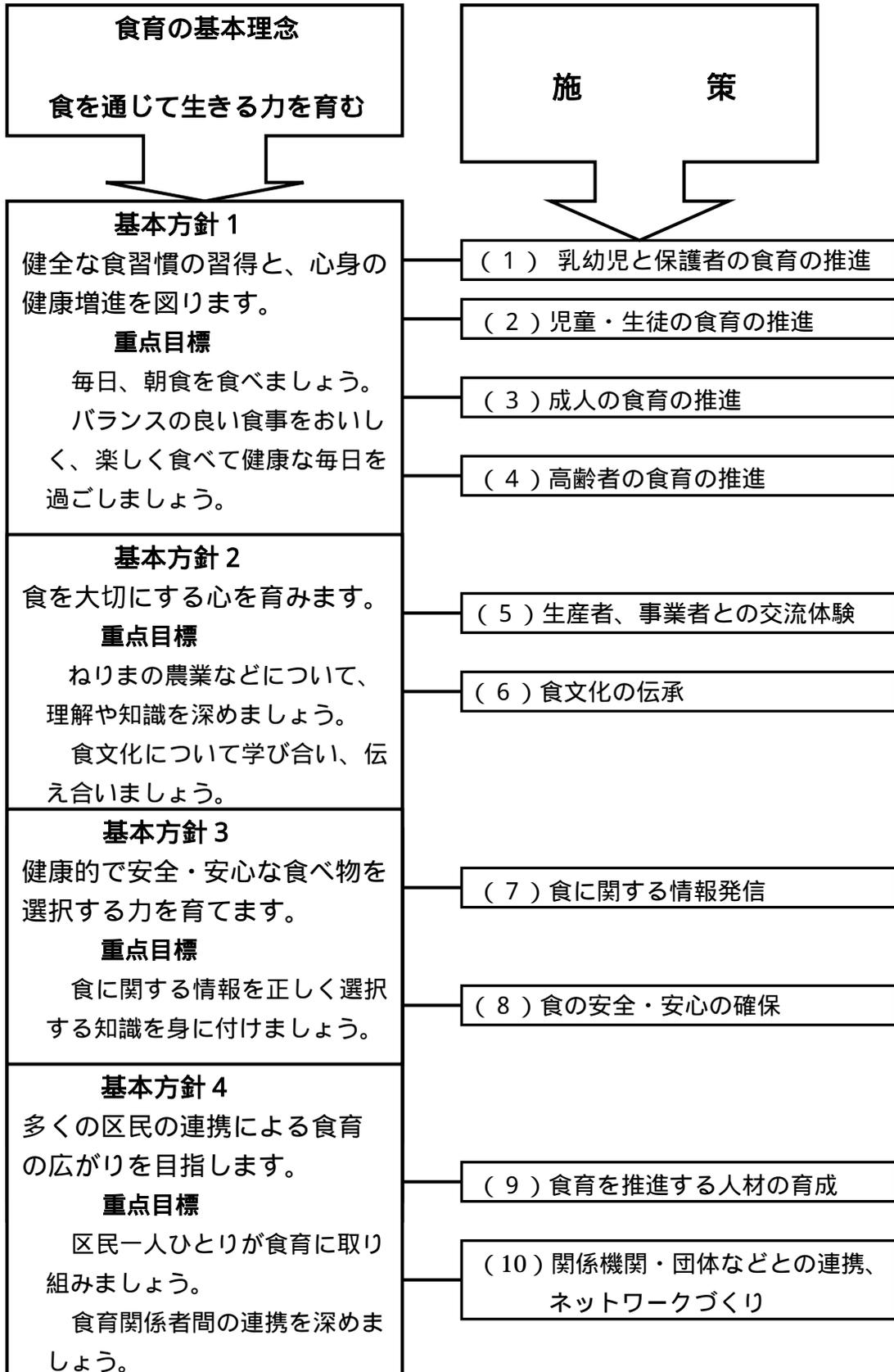


図 17 Q 2 . 特にどんなことに対して不安を感じますか？（複数回答可）
（回答件数 994 件）



第3章 食育の施策

1 食育施策体系図



2 施策の方向性と個別事業

区では、本計画の4つの基本方針と、それを支える10の施策を体系的に推進することにより、食育の基本理念である「食を通じて生きる力を育む」ことの実現を目指していきます。

一方、目的と手段の関係で整理したこれらの施策体系とは別の視点から、区の現状と課題に取り組んでいくために、4つの基本方針に沿って食育を実践していく7つの具体的な重点目標を掲げました。これらの重点目標は、「食」を取り巻く課題について、特に計画期間中に重点的かつ優先的に取り組むべきものとして掲げています。そして、重点目標の目指す平成22年度の状態を示すため、「重点目標に関する指標」を設定し、それぞれの目標の達成状況を明らかにします。

基本方針1 健全な食習慣の習得と、心身の健康増進を図ります。

重点目標 毎日、朝食を食べましょう。
バランスの良い食事をおいしく、楽しく食べて健康な毎日を過ごしましょう。

重点目標に関する指標

指 標	現 状	平成22年度までの目指す方向
1 毎日、朝食を食べる区民の割合	平成17年乳幼児栄養調査(摂取率) 3歳児 90.3% 平成18年練馬区立小中学生の生活実態調査(練馬区小中学校における食育推進検討委員会) 朝食を食べる割合 小学生 96% 中学生 91%	

		平成 14 年度練馬区健康実態調査 朝食を食べる割合 男性 20 歳代 45.9% 30 歳代 62%	
		平成 14 年度練馬区健康実態調査 朝食を食べる割合 女性 20 歳代 65.2% 30 歳代 77.1%	
2	バランスの良い食事(主食、主菜、副菜のそろった食事)を1日1食以上とっている区民の割合	平成 14 年度練馬区健康実態調査 成人 12.2%	
3	肥満・やせ過ぎの区民の割合	平成 18 年度小児生活習慣病健診統計票(練馬区医師会) 小学生(肥満度*40%以上) 1.5% 中学生(肥満度 40%以上) 2.4%	
		平成 14 年度練馬区健康実態調査 やせ過ぎ 女性 20 歳代 25.8% 肥満 男性 20~60 歳代 28.1% 女性 40~60 歳代 14.7%	
4	栄養士・管理栄養士による食育を実施している施設数	平成 18 年度区立保育園 60 園(全園) 私立保育園など(平成 19 年度栄養管理報告書提出施設) 31 園中 19 園 平成 18 年度区立幼稚園 5 園中 4 園 私立幼稚園 42 園中 3 園 平成 18 年度調査 17 年度実績(区教育委員会) 区立小中学校 103 校中 27 校	

* 肥満度：25%未満...正常、25%以上 40%未満...生活習慣病予備軍、40%以上...肥満生活習慣病精密検査対象。

指標設定の理由：

指標 1．毎日、朝食を食べる区民の割合

朝食の欠食は、児童・生徒では中学生に、成人では 20 歳代と 30 歳代の男性と 20 歳代と 50 歳代の女性に多く見られます。また、子どもが朝食を食べる習慣は、親に朝食を食べる習慣があることと高い関連性が認められます。健やかな生活リズムを確立して、健康に過ごしていくためには、まず朝食を食べることが大切です。

指標 2．バランスの良い食事を 1 日 1 食以上とっている区民の割合

欠食はしていないが、めん類などのほとんど主食だけの食事や、主食と主菜（肉、魚、卵、大豆製品など）はそろっているが副菜である野菜が不足している人が多い状況です。からだに必要な栄養素を偏らずにとるには、主食、主菜、副菜のそろった食事をするのが大切です。

指標 3．肥満・やせ過ぎの区民の割合

肥満ややせ過ぎの予防や改善をしていくことは、生活習慣病などの増加を減らし、健康に生活していくために大切です。

指標 4．栄養士・管理栄養士による食育を実施している施設数

栄養士、管理栄養士は食生活や健康づくりに関する専門的な知識を持ち、食育を推進する上で重要な役割を担っています。

乳幼児、児童・生徒が生涯を健康に過ごすために望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、自らの健康を保持増進していくことができるよう支援、指導を行っていくことが大切です。

学校においては、給食の時間を中心として、関連教科や特別活動、総合的な学習の時間などに学校給食を生きた教材として活用しつつ、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行っていきます。

施策（1）乳幼児と保護者の食育の推進

< 施策の方向性 >

乳幼児期には、からだを動かして楽しく遊び空腹感を感じられるような生活リズムを確立することが大切です。また、家族そろっての団らんの中で、食事の時間が楽しく、おいしく感じる体験や、食事の手洗い、「いただきます、ごちそうさま」のあいさつや食事を残さず食べるなどの基礎的な食習慣を身に付けていきます。

「家庭は、食育の大切な場である」という考え方を普及していくため、保護者に対して講習会や乳幼児健康診査などを通じた健康教育や栄養相談などを実施して、食育に関する支援をしていきます。

また、保育園や幼稚園、児童館などの子育て支援の場において、子どもたちが給食やお弁当での会食や、栽培体験などを通して様々な食に関する体験ができるようにしていきます。

区立保育園では、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」に基づき、食育到達目標を設定して、具体的な食育に取り組んでいきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
妊産婦の食生活講習会など 保健相談所	母親学級など 年 56 回 1,193 人 産婦栄養相談 173 回	継続	母親学級などの講習会では、妊娠期の健康と乳幼児の健やかな発育のために、望ましい食生活が実践できるように支援します。 また、4 か月健診時に、母親に対して産後の母体の回復のための食生活について支援します。	母親学級など講習会 年 52 回 1,200 人 産婦栄養相談 継続
乳幼児健診などの栄養相談 保健相談所	4 か月健診 （集団・個別） 各年 173 回 1 歳 6 か月健診 （集団・個別） 各年 152 回 3 歳児健診 （集団・個別） 各年 142 回 育児栄養相談 年 144 回 乳幼児経過観察 年 103 回 公害健康相談 （アレルギー相談） 年 12 回	継続	子どもの食欲、摂食行動、成長・発達パターン、家庭状況などを考慮して、個々に合わせた離乳や幼児食を進めていけるように、個別相談による支援をします。 また、生活リズムを身に付け、食べる楽しさを体験していくことができるように支援します。	4 か月健診 （集団・個別） 各年 173 回 1 歳 6 か月健診 （集団・個別） 各年 152 回 3 歳児健診 （集団・個別） 各年 142 回 育児栄養相談 年 144 回 乳幼児経過観察 年 103 回 公害健康相談 （アレルギー相談） 年 12 回
乳幼児期の食生活講習会	育児と離乳食 年 64 回 1,491 人	継続	講義と試食により、生活リズムを身に付け、子どもの状況に合わせた離乳を支援します。 また、食べる楽しさを体験していくことができるように支援します。	育児と離乳食 年 64 回 1,600 人

保健相談所 保育課	幼児食講習会 (所内・出張) 年 53 回 1,121 人	充実	保健相談所、児童館、区立・私立幼稚園などで、元気に過ごすためには朝食やバランスのとれた食事が大切なことを、講義、調理実演と試食、料理展示により伝えます。 また、食べる楽しさを体験していくことができるように支援します。	幼児食講習会 (所内・出張) 年 80 回 2,000 人
	乳幼児食講習会 年 139 回 1,627 人	充実	保育園児の保護者や地域の親子を対象に、離乳食の進め方や乳幼児期の食事やおやつについて調理実習や試食会、給食展示などを行いながら、バランスのとれた食生活を実践するための支援を行います。	乳幼児食講習会 年 180 回 2,500 人
幼児期における 歯科健診・ 相談事業 保健相談所	1 歳児歯科相談 年 96 回 2 歳児歯科相談 年 144 回 幼児歯科健診 年 160 回 経過観察 年 177 回	継続	食事を美味しくしっかりかんで食べられる、健康な口腔を育成することを支援します。そのために、歯科健診および歯科相談時に、おやつは時間を決めて食べることや、食べたら歯をみがく習慣の大切さを伝えます。	1 歳児歯科相談 年 96 回 2 歳児歯科相談 年 144 回 幼児歯科健診 年 160 回 経過観察 年 177 回
児童館事業 親子クッキング 子育て支援課	親子クッキング 各児童館 年 1 ~ 10 回	継続	児童館において、グループで季節に応じた簡単なおやつ作りをします。親子で料理を楽しむとともに、地域の親子との交流を深めます。	各児童館 年 1 ~ 10 回

区立保育園における食育の推進	-	新規	区立保育園では食育到達目標<食べるのが楽しいと思える子どもに>を目指して、各園で食に関する課題に取り組んでいくための食育計画を作成します。	区立保育園全園(60園)で実施
	調理保育 区立保育園全園(60園)で実施	継続	保育園で栽培し、収穫した野菜等を使って、子どもたちが簡単な料理を作ります。食べることや食事づくりに興味・関心を持ち、料理ができる過程や作る楽しさを知るように話しかけます。	区立保育園全園(60園)で実施
	子育て支援事業「ふれあい給食」 区立保育園全園(60園)で実施 3,894人	継続	区立保育園全園(60園)が、地域の乳幼児とその保護者を対象に行なっています。給食時に、園児と一緒に給食を食べます。 保護者にとっては食事の不安の解消となり、子どもたちにとっては、楽しく食事をして、基礎的な食習慣を身に付ける機会となります。	区立保育園全園(60園)で実施
保育課	食習慣指導 区立保育園全園(60園)で実施	継続	食前食後のあいさつをする、食事の前に手洗いをする、食具が上手に使える、よくかんで食べるなどの基礎的な食習慣を、子どもたちが園の生活の中で身に付けられるように、働きかけます。 保護者には、お知らせを通じて園の取り組みを知らせます。	区立保育園全園(60園)で実施

私立保育園における食育事業への支援 保健予防課 保育課	児童福祉施設研修会 3回	継続	私立保育園などの給食の充実や食育への取り組みを進めていくために、保健所では栄養士などの給食従事者を対象に研修会を実施し、支援をしています。 また、保育課では情報提供などの支援を行います。	児童福祉施設研修会 4回
私立幼稚園への食育支援事業 学務課	私立幼稚園における食育事業 私立幼稚園全園(42園)で実施	継続	各私立幼稚園が行っている「園児が基礎的な食習慣を身に付けるための指導、行事を通じた伝統的な食文化の体験や収穫体験、調理体験」や「園便り・講習会などを通じた食に関する保護者への啓発」などの、食に関する事業の継続、充実のために、保健相談所などと連携して支援を行います。	私立幼稚園全園(42園)で実施
子ども家庭教育推進事業 生涯学習課	子育て学習講座 年 92 講座 3,486 人	継続	家庭や地域の教育力を高めるために、子育てや家庭教育、子どもの教育に関する学習活動の場と機会を広く区民に提供します。 P T A や地域で活動する団体に、講座の企画・運営を委託して、多様な課題を学習する機会を提供します。	子育て学習講座 年 100 講座
心身障害児の歯の健康づくり事業 地域医療課	歯科相談 48回 2人 歯科診療 97回 45人	継続	一般の歯科診療所では十分な診療が困難な幼児のために、つつじ歯科診療所(区役所東庁舎3階)において診療を行い、むし歯等による食事摂取の障害がないように支援します。	歯科相談 48回 歯科診療 97回

施策（２）児童・生徒の食育の推進

< 施策の方向性 >

児童・生徒にとって家庭は、乳幼児期と同様に食育を行うための最も身近な場です。

教育委員会では、平成 18 年 11 月に区立小中学校の校長・養護教諭・栄養職員などで構成する「練馬区小中学校における食育に関する検討委員会」を設置し、平成 19 年 3 月に報告書をまとめました。

この報告書では、「食育の基本は家庭にある」という観点を踏まえて 規則正しい生活習慣と食生活を理解して、実践できる練馬の子どもを育てる。 家族や友達と食事を楽しむ練馬の子どもを育てる。 食物を大切にし、食事のマナーや人と人とのふれあいを大切にする練馬の子どもを育てる。 生産体験や地産地消を通じ、生産に携わる人々に感謝する心を持った練馬の子どもを育てる。 食品の安全性や栄養に関する知識を持った練馬の子どもを育てる。 練馬区の産物、食文化や食に関する歴史を理解する練馬の子どもを育てる。という 6 項目を、目標として掲げています。

さらに、目標の実現に向けての基本方針として、 家庭・学校・地域が連携した推進、 指導体制の整備、 学校給食の充実 の 3 点をまとめ、それぞれの基本方針に即した実施細目を掲げています。この報告を受けて、教育委員会では推進計画の策定作業を進めています。生涯学習の事業では、ボランティアの企画・運営による料理実習や、区民の企画・運営による講座を実施して、食育を行っています。

また、児童館でも料理実習を実施しています。練馬区保健所では、よい食習慣を身に付けるための歯の健康づくり支援事業として、6 月の歯の衛生週間に図画ポスターコンクールを行っています。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
家庭・学校・ 地域が連携し た食育の推進 教育指導課 保健給食課	—	充実	食育の推進は、家庭が主体的に実践していくことが基本です。学校は、試食会・講演会・料理教室などを通じて、家庭に情報の提供、食育の啓発を行います。また、地域の人材の活用や、練馬の地域性を活かした体験活動を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・試食会・講演会・親子料理教室などの実施 ・継続的な食育の推進 ・地域主体事業への参加 ・生産体験や流通体験による食育

<p>指導体制の整備</p> <p>教育指導課</p>	<p>—</p>	<p>新規</p>	<p>食に関する指導は、教科、領域、特別活動、総合的な学習の時間、給食の時間と、学校におけるあらゆる教育活動の場面において行うことが可能です。全教職員の共通理解のもと、意図的・計画的・組織的・継続的に指導を行うために、校内の指導体制の整備を行っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の全体計画書の作成 ・食育推進チームの設置 ・食育推進リーダーの選任 ・研修体制の充実 ・給食指導の充実
<p>学校給食の充実</p> <p>保健給食課</p>	<p>区立小中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食内容の充実 ・地場産物や練馬の食文化を取り入れた給食 ・学校給食従事者への研修の充実 ・食環境の整備 ・食品の安全性や栄養など、安全な給食の実施 	<p>充実</p>	<p>食育では、毎日の食事について関心を持ち、自らの食生活を振り返ることが大切です。学校給食は、児童・生徒が毎日触れることのできる食育の生きた教材です。栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、区内産物の利用、季節や行事にちなんだ献立を取り入れることにより学校給食の充実を図り、児童・生徒に対する食育を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランスのとれた日本型食生活を育む給食の充実 ・十分な衛生管理のもとに安全・安心な給食の充実 ・食物アレルギー等への対応の充実 ・食環境整備の推進 ・学校給食への地場産物の利用の推進 ・学校給食への郷土料理の導入の推進 ・食品廃棄物発生の抑制と再生利用の推進

料理クラブ 子育て支援課	各児童館 年6～12回開催	継続	季節や行事にちなんだおやつを、みんなで作る楽しさを味わいます。同時に、食材の知識や調理器具の扱い方、衛生面の指導も行います。 また、レシピを配って、家庭でも作ってみるように声かけもします。	各児童館 年6～12回開催
ランチルーム 子育て支援課	児童館7館	充実	夏休みなどの長期休業中に、自宅で一人で昼食を食べなければならない児童の「孤食」を避けるために、児童館の一室をランチルームとして設定し、職員や友だちと楽しく昼食が食べられるようにします。	体制の整った児童館から随時実施
歯科啓発事業 健康推進課	歯の衛生図画ポスターコンクール 年1回 16校844点	継続	健康なからだづくりと歯の役割の関係を理解し、歯の健康づくりに関心を持ってもらうために、衛生週間啓発事業として、小学生の図画ポスターコンクールを行います。	歯の衛生図画ポスターコンクール 年1回 20校940点
心身障害児の歯の健康づくり事業 地域医療課	歯科相談 48回 30人 歯科診療 97回 470人 摂食・えん下りハビリテーション診療 41回 外来 6人 訪問 2人	継続	一般の歯科診療所では十分な診療が困難な児童生徒のために、つつじ歯科診療所において診療を行い、むし歯等による食事摂取の障害がないように支援します。	歯科相談 48回 歯科診療 97回 摂食・えん下りハビリテーション診療 41回

施策（３）成人の食育の推進

< 施策の方向性 >

成人は、社会活動の中心を担っている世代です。生活習慣病の予防や改善のために、食に関する正しい情報を様々な機会に取り入れて、日常生活で実践していくことが必要です。

食と健康に関する講習会や料理教室、相談事業などを行うことで、実生活により結び付いた知識や技術を学ぶ機会を提供します。

また、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病などの予防と改善のために、生活習慣病予防の健診事業などを通じて、食に関する健康教育や相談を行っていきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
生活習慣病予防のための食生活講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・食と健康教室 6教室（3日制） 延18回 371人 4教室（1日制）111人 ・健康教育(教室) 41回 1,041人 ・出張講習会 18回 482人 ・健康づくり運動教室 8教室（4日制） 延32回 782人 33教室（1日制）562人 ・健康づくり栄養相談 年144回 245人 	継続	<p>食生活の改善からメタボリックシンドローム・糖尿病・骨粗しょう症などの生活習慣病の発症・重度化を予防するために、健康教育を実施します。</p> <p>健康教育では調理実演や試食、献立展示を実施し、より具体的な実践方法を学び、食生活が改善できるよう支援します。</p> <p>健康づくり運動教室では日常生活の望ましい食生活と身体活動が実践できるように支援します。</p> <p>健康づくり栄養相談では、個別の生活や身体状況に合わせた栄養相談を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食と健康教室 （1日制） ・健康教育(教室) 継続 ・出張講習会 継続 ・健康づくり運動教室 （19年度から4日制は委託化） 20教室（4日制） 延80回 15教室（1日制） ・健康づくり栄養相談 継続 年144回
健康推進課 保健相談所				

成人歯科健診 健康推進課	受診者数 2,573人	充実	20, 30, 40, 50, 60, 70歳の区民を対象に歯科健診を行い、歯周病による歯の喪失を予防し、いつまでも豊かな食生活が送れるよう支援します。	受診者数 3,500人
歯周病予防 健康推進課	・歯周病予防講演会 年5回 111人 ・健康教育（節目健診時） 160回 7,159人	継続	講演会では、歯と全身の健康との関わり、かむことの大切さ等についての情報を提供します。また、健康教育では歯周病予防等について話し、歯の喪失を最小限にして8020（80歳で20本の自分の歯を持つ）を達成できるよう支援します。	・歯周病予防講演会 年5回 200人 ・健康教育（特定健診時）
練馬公民館サポーターズ料理教室 生涯学習課	年20回	継続	ボランティアが企画・実施する料理教室です。世界各国の料理教室、親子向け、男性向けの料理教室を開催して、食について学ぶさまざまな機会を提供します。	年20回
障害者青年学級料理クラブ 生涯学習課	ともしび青年学級 年9回 25人 日曜青年学級 年8回 25人	継続	「知的障害の青年がスポーツ・レクリエーションその他生活に必要な基礎的学習を通して、相互のコミュニケーションを図ることにより、もっと豊かな生活に資すること」を目的とする青年学級活動の一環として、料理クラブを設置し、調理実習によって食に関する基礎的な学習の場を提供します。	年9回実施
区民大学「日本料理入門男性専科」 生涯学習課	1講座 5回	継続	定年後の男性（65歳未満）が、健康で自立した地域生活が送れるように、毎日の食事を自分で作ることを目指します。	年1講座

心身障害者の 歯の健康づく り事業 地域医療課	歯科相談 48回 72人 歯科診療 97回 1,032人 摂食・えん下り ハビリテーショ ン診療 41回 外来 14人 訪問 5人	継続	一般の歯科診療所では十分な 診療が困難な障害者のために、 つつじ歯科診療所において診 療を行い、むし歯や歯周病によ る食事摂取の障害がないよう に支援します。	歯科相談 48回 歯科診療 97回 摂食・えん下りハビ リテーション診療 41回
--------------------------------------	---	----	--	--

施策（４）高齢者の食育の推進

< 施策の方向性 >

高齢者の閉じこもりや孤食を防ぎ、いつまでも地域での自己実現が可能にするためには、友人や家族などと食事をする機会をできるだけ持つことが必要です。

また、高齢者が食の知識を習得し、それが食生活に生かせるような取り組みも求められています。そこで、区は、高齢者のための料理教室や食生活に関する相談事業などを行い、高齢者の食を通じた健康づくりを支援していきます。

また、ひとり暮らしの高齢者などに対して、会食や配食サービスを行います。健康を保持し孤食を防ぐことを念頭に置いて、地域社会との交流を図っていきます。さらに、介護教室などの中で講義や調理実習を行い、家庭での介護者を支援していきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
家族介護者教室事業 高齢社会対策課	家族介護者教室 施設数 28 施設 事業実施回数 118回 （その内、食に 関するもの 14 回）	充実	区内のデイサービスセンター や介護老人保健施設で、在宅で 高齢者を介護する家族などを 対象に、介護知識と技術の学習 および交流の場として実施し ます。 高齢者向けの献立や調理方法、 老化を防ぐ食生活などに関す る教室も開催します。	30 施設 140 回 （その内、食に関す るもの 16 回）

高齢者食事サービス（会食）	いきがいデイサービス 35 か所実施	充実	要介護・要支援認定を受けていない高齢者の閉じこもりを防止するために、週1回午前中に高齢者センターや敬老館などで会食、趣味活動、体操などを行います。 NPOなどの民間事業者への委託事業です。	（平成20年度） 40か所の予定
	「食」のほっとサロン *19年度実施に向けて準備中 当初3か所を予定	新規	徒歩で行ける範囲に会場を設けて、閉じこもりがちな高齢者などに、週1回会食形式による食事を提供します。 また、口腔ケアや「食」に関するミニ講座などを行い、孤食の防止と「食」を通じた地域社会づくりに努めます。	増加の方向性で検討中
介護予防課	高齢者食事サービス（デイサービスセンター会食） 実利用者数 108人	継続	ひとり暮らしの高齢者などに、区内19か所のデイサービスセンターで調理した栄養バランスのとれた食事を、会食形式で提供します。 週1～3回実施して、高齢者の健康保持と地域社会との交流を図ります。	区内19か所のデイサービスセンターで継続実施
介護予防課	高齢者食事サービス（配食） 実利用者数 1,017人	継続	ひとり暮らしの高齢者などに、配食事業者が調理した食事を週1～3回届けます。 栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することにより、高齢者の健康保持に努めます。	継続の方向で検討中

介護予防事業 介護予防課 健康推進課	栄養改善事業 (食を楽しむ応援教室) 2教室(6日制) 10人	充実	低栄養状態の高齢者を対象に、低栄養改善と“食べる楽しみ”を重視した集団健康教育や個別相談を実施して、生活機能・質が低下しないように支援します。	対象者(特定高齢者)の選定状況により開催回数を増加
	口腔機能向上事業 (しっかりかんで元気応援教室) 2教室(6日制) 21人	充実	口腔機能の低下した高齢者を対象に、誤嚥を予防し安全に美味しく食事をとることによって、生活機能・質が低下しないように支援します。	対象者(特定高齢者)の選定状況により開催回数を増加
高齢期の食生活講習会 健康推進課 保健相談所	・食と健康教室 年5回 149人 ・骨いきいき健康づくり教室 年8回 ・元気はつらつ講座(出張) 年61回 2,318人 ・ゆうゆう健康相談 年144回 117人	充実	65歳以上の元気高齢者とその家族を対象に、介護予防・低栄養予防の視点と“食べる楽しみ”を重視した集団健康教育や個別相談を実施します。 「元気はつらつ講座」は、地域の団体や高齢者が集まる場所に保健師・管理栄養士・歯科衛生士が出張して、協働して介護予防の健康教育を実施します。	・食と健康教室 年24回 ・骨いきいき健康づくり教室 年8回 ・元気はつらつ講座 72回 ・ゆうゆう健康相談 年144回
	口腔機能向上講演会 年3回 125人	充実	65歳以上の元気高齢者とその家族を対象に、食べる機能が低下しないように口腔体操や口腔内の清掃方法について情報提供します。	口腔機能向上講演会 年6回 250人
寿大学 男の家庭料理クラブ 生涯学習課	男の家庭料理クラブ 年間2期 各期24人参加	継続	65歳以上の男性区民を対象に、家庭料理の基礎を学びます。向学心を満たし、仲間と楽しく過ごすことを目指します。	年間2期(1期5日間)開講

<p>心身障害者および在宅要介護高齢者の口腔ケア</p> <p>地域医療課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科相談 48回 51人 ・ 歯科診療 97回 829人 ・ 摂食嚥下リハビリテーション 診療 41回 外来 60人 訪問 61人 	<p>継続</p>	<p>一般の歯科診療所では診療が困難な心身障害者と、要介護3以上(摂食機能障害の場合は要介護1以上)の在宅高齢者を対象に、歯科診療および摂食機能障害の有無を調べ、リハビリテーションを行い、食事を安全に美味しく食べられるように支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科相談 48回 ・ 歯科診療 97回 ・ 摂食嚥下リハビリテーション 41回
---	---	-----------	--	---

基本方針 2 食を大切に作る心を育みます。

重点目標 **ねりまの農業などについて、理解や知識を深めましょう。食文化について学び合い、伝え合いましょう。**

重点目標に関する指標

指 標		現 状	平成22年度までの目指す方向
5	地域で農とふれあう場*と機会の数	平成17年度末現在 75か所	

*農とふれあう場：野菜ウォークラリー、酪農体験、ふれあい農園、区民農園、農業体験農園など。

6	区立保育園、区立小中学校などで栽培体験学習の取り組みがなされている割合	区立保育園 100%	
		平成 17 年農園活動調査結果(区教育委員会) 区立小学校(69 校中 47 校 68%) 区立中学校(34 校中 11 校 32%)	
7	学校給食における地場産物を使用する学校の割合	平成 18 年調査 17 年度実績(区教育委員会) 地場産物使用状況 区立小学校 (69 校中 18 校 26%) 区立中学校 (34 校中 11 校 32%) 調理場 2 場	

指標設定の理由：

指標 5：地域で農とふれあう場と機会の数

体験を通して、食べ物や命の大切さを学ぶことができ、生産者との交流を通じて食に関わる人々への感謝の気持ちを育む大切な場です。

指標 6：区立保育園、区立小中学校などで栽培体験学習の取り組みがなされている割合

食への関心や理解の増進を図るためには、生産に関する体験学習の機会を提供することが重要です。自然の恩恵や食に関わる人たちの活動への理解を深めることを目的として、農業や食に関する体験学習を行います。また、栽培指導を近隣農家などに依頼することで、地域との交流も深めていきます。

指標 7：学校給食における地場産物を使用する学校の割合

学校給食における地場産物の取り入れは、地域の自然や文化、産業などに関する理解を深めると共に、産業に携わる人々への感謝の心を育む上で大切です。

練馬区は、近隣に農地がある学校が多いという地域特性を活かして、地域と連携し、学校給食に地場産物を積極的・計画的に取り入れていきます。また、「給食だより」などを通じて家庭にも周知し、生産者・地場産物への理解を図っていきます。

施策（５）生産者、事業者との交流体験

< 施策の方向性 >

農業などの体験を通して、練馬区における農業の大変さや農地の大切さを普及・啓発していきます。

農とのふれあい体験を通して区民と農家の交流を図り、都市農業に対する区民の理解を広げていきます。学校では、近隣農家などに栽培指導を依頼して交流体験をしていきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
野菜ウォーク ラリー 経済課	年2回（春・秋） 参加者 春 77組 253人 秋 62組 173人	充実	区民が、区内の農地を歩きながら野菜を観察し収穫していくことで、農業生産者と交流し、都市農業に対する理解を深めます。	年2回（春・秋） 参加者 春 90組 300人 秋 90組 250人
ふれあい農園 経済課	収穫株数 20,779株 農家数 21軒	充実	保育園、幼稚園、学校などの団体を中心に農作物の収穫体験をします。 ジャガイモ、さつまいも、大根、にんじん、ねぎなどが対象品目です。	収穫株数 25,000株 農家数 23軒
農業体験農園 経済課	11農園	充実	20歳以上の方を対象に、農家が種まきから苗の植え付け、収穫までを指導します。 利用者は、入園料と収穫代金を農家に支払います。 練馬区発祥の事業として、農業に対する区民の理解を広げます。	16農園
酪農体験事業 経済課	実施回数 1回 参加者 74人	継続	小学生以上の親子を対象に、23区唯一の小泉牧場で牛とのふれあいや酪農体験を実施します。 体験内容は、搾乳体験、親牛とのふれあい、子牛の散歩、子牛とのふれあいなどがあります。	実施回数 1回 参加者 90人
生鮮食料品共同販売	・青果 4回 ・食肉 2回 ・魚介類 3回	継続	青果組合、食肉組合、魚商組合などが行う生鮮食料品共同販売事業に対して経費の1/2を	共同販売 各業種合計 年10回

商工観光課	・青果料理教室 2回		補助することで、区民に生鮮食料品を手頃な価格で提供します。 さらに、健康づくり協力店を通じて、レシピをはじめ食育に関する情報を区民に提供しています。	
栽培体験事業 保育課	区立保育園全園 (60園)で実施	継続	区立保育園では、4～5歳児が中心になって区民農園や園庭を利用して野菜などを栽培し、収穫した作物で料理を作ったり、給食に取り入れています。子どもたちは、栽培(種まき、水やり、草取りなど)や収穫の体験を通して、自然の恵みや命の大切さを学びます。	区立保育園全園(60園)で実施
学校農園の活用および体験学習の推進 教育指導課	農園活動実施状況(平成17年度) 区立小学校 69校中60校 区立中学校 34校中7校	継続	食に関する関心を高め、自然の恩恵に感謝する心を育むことを目標に、学校農園や移動教室などを利用して農業や食に関する体験学習を行います。栽培指導を近隣農家などに依頼することで、交流体験も目指します。	実施校の増加

施策(6)食文化の伝承

< 施策の方向性 >

ねりま大根発祥の地である当区は、練馬区で古くから親しまれてきた農産物の1つとして、イベントや収穫体験などにより、ねりま大根のいわれを伝承していきます。

また、(仮称)「ふるさと文化館」は練馬の伝統文化を継承し、地域文化を創造する拠点として、「農」や「食」の文化を学ぶ大切な場として位置付けていきます。

さらに保育園、学校などでは、四季折々の季節を感じさせてくれる伝統行事にまつわる料理を取り入れて、伝統の中から生まれてきた食習慣を幼児、児童、生徒や保護者に伝えていきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
練馬大根育成 事業 経済課	<ul style="list-style-type: none"> 生産委託本数 8,500本 農家数 15軒 種の無料配布 550袋 	充実	<p>練馬大根の栽培を促進し、ブランド品としての販路の開拓を図ります。</p> <p>J Aの農業祭や直売所で、生大根を販売します。</p> <p>沢庵漬の製造を、練馬漬物親睦会に委託します。</p> <p>区民に練馬大根の種を無料配布したり、収穫体験事業を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生産委託本数 10,000本 農家数 18軒 種の無料配布 550袋
伝統行事の体 験事業 保育課	<ul style="list-style-type: none"> 伝統行事の体験 伝統行事にちなんだ献立の実施 <p>区立保育園全園（60園）で実施</p>	充実	<p>区立保育園でお月見、七草、鏡開き、節分などの伝統的な行事と結びついた食文化を体験し、子どもたちに食べ物を通した伝統行事を伝えます。</p> <p>また、家庭でも話題にしてもらえるように、伝統行事の内容や資料をお知らせにして保護者に配布します。</p>	区立保育園全園（60園）で実施
区立保育園給 食の充実 保育課	<ul style="list-style-type: none"> 区立保育園給食の充実（通年） 	充実	<p>区立保育園の給食では「日本型の食事」を目指して、昼食献立ではご飯を中心に煮魚や野菜の煮物、おひたしなどの和風献立を多くし、おやつには米を使った五平餅や焼きおにぎり、甘辛団子などの料理を取り入れています。</p>	区立保育園全園（60園）で実施

<p>学校給食への 地場産物の取 り入れ</p> <p>保健給食課</p>	<p>・学校給食にお ける地場産物 を使用する割 合(平成18年 調査17年度実 績)</p> <p>区立小学校 69校中18校 区立中学校 34校中11校 調理場 2場</p>	<p>充実</p>	<p>学校給食に「顔が見える、話が できる」地場の野菜を取り入れ ることで、地域の自然や文化、 産業に対する知識や理解を深 めるとともに、生産に携わる人 たちへの感謝の心を育みます。</p>	<p>区立小中学校 全校(103校) で実施</p>
<p>(仮称)ふる さと文化館の 整備</p> <p>生涯学習課</p>	<p>総合基本設計 (事業運営計 画、展示計画、 建築基本設計) を実施</p>	<p>新規</p>	<p>区の自然や歴史、伝統文化など を広く知らせ、体験、参加、交 流を通じた区民の学習、継承活 動、観光・レクリエーションな どに資する事業を展開する拠 点として、(仮称)「ふるさと文 化館」を整備します。 近郊農村として発達した練馬 区の「魅力あるくらしの発見と 創造」をテーマに、「食」につ いても考えます。</p>	<p>1館整備</p>

基本方針 3 健康で安全・安心な食べ物を選択する力を育てます。

**重点目標 食に関する情報を正しく選択する知識を身に付けましょ
う。**

重点目標に関する指標

指 標		現 状	平成22年度ま での目指す方 向
8	食の安全性に対して関心を持 っている区民の割合	平成18年度母親学級アンケート結果 88%	

指標設定の理由：

指標8．食の安全性に対して関心を持っている区民の割合

区民自らが食に関する情報を整理して、正確な情報を選択できるように啓発活動を行っていくことが必
要です。

施策（7）食に関する情報発信

< 施策の方向性 >

区などが発信する食に関する情報を、食生活に活用してもらえるように、区のホーム
ページや区報をはじめとする情報紙などでわかりやすく伝えていきます。また、練馬ま
つりなどのイベントにおいて、食生活の相談や食育の普及啓発を行っていきます。

また、健康づくり協力店や、ヘルシーメニューを提供したり栄養表示をしている食品
販売業者や飲食店が、食と健康に関する正しい情報を発信していくように支援してい
きます。

さらに、「農産物直売所マップ」、「練馬区にちなんだ商品（愛称：ねりコレ）」など
により、練馬の食情報を発信していきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
食育の普及・ 啓発 健康推進課 保健予防課 保健相談所	食育推進事業 ・区報啓発記事 掲載 年1回 ・食事バランス ガイドリーフ レットの配布 8,000部 ・食事バランス ガイドポスタ ーの配布 300部 ・食生活指針リ ーフレットの 配布 2,000部 ・食育パンフレ ットの配布 4,500部	充実	区民が、食べることを通して健康で豊かな生活が営めるような情報を提供します。 年度ごとにテーマを決めて、区報に栄養記事を掲載しています。 現在、練馬区保健所ホームページに栄養・食生活のページとして、食育の情報提供を掲載しています。ここでは、食品に関する国や都の情報を紹介しています。今後は、練馬区ホームページから、直接、ご覧になれるようにしていきます。 また、食事バランスガイド*に沿った、手軽にできるレシピも掲載します。	食育推進事業 ・区報啓発記事掲載 年4回 ・食事バランスガイドタペストリーの作成と活用 7枚 ・食育推進シンポジウム 年1回 ・「食育実践ハンドブックね・り・ま」の配布と活用 20,000部
病院の公開講座 生涯学習課	区内2大学附属病院 各病院1回 計2回	継続	日本大学医学部付属光が丘病院や順天堂大学医学部附属練馬病院の医師の協力を得て、区民を対象にした健康に関する講座を開講します。	区内2大学附属病院 各病院1回 計年2回

* 食事バランスガイド：「食事バランスガイド」は、望ましい食生活についてのメッセージを示した「食生活指針」を具体的な行動に結びつけるものとして、1日に「何を」、「どれだけ」食べたらよいかの目安を、わかりやすくイラストで示したものです。厚生労働省と農林水産省により、平成17年6月に決定されました。

食環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり協力店 197 店 ・区民に対する普及・啓発講演会 年 2 回 ・業者説明会 年 1 回 	充実	<p>区内飲食店や食品販売業者に対して、栄養成分表示や栄養情報の提供を呼びかけます。</p> <p>健康づくり協力店に対しては、栄養表示のための訪問調査、栄養計算を行います。</p> <p>また、お店の内容に応じた情報提供のための資料を作成して、店内に表示します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり協力店 増やす ・区民に対する普及・啓発講演会 年 2 回 ・業者説明会 年 4 回
保健予防課	<p>栄養表示基準制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養表示指導と相談 38 件 ・区報などによる普及・啓発 	充実	<p>食品の適切な栄養表示が普及して、区民が健康・栄養管理のために適切な食品を選べるように、事業者に対して食品の栄養表示基準の指導をします。</p> <p>区民に対しても、栄養表示制度の普及・啓発を行います。</p>	<p>栄養表示基準制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養表示指導と相談 50 件 ・区報などによる普及・啓発

施策（８）食の安全・安心の確保

< 施策の方向性 >

保健所では食の安全の確保に努めておりますが、区民自ら安心して食品を選択し、安全な食生活を送るためには、正しい食品安全情報を入手することが大切です。区は、食の安全・安心に関する情報をホームページや定期発行のリーフレットなどで発信し、普及・啓発を行ってまいります。

また、区民や関係団体とともにシンポジウムや意見交換会などを行い、家庭や地域における食の安全・安心の確保を図ってまいります。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
食品安全情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねりま食品衛生だより」 年4～5回 ・ホームページ掲載 年10回 ・パネル展示 年3回 	継続	区民に対して、食の安全性に関する情報を発信します。「ねりま食品衛生だより」の発行、練馬区保健所ホームページへの食品安全情報の掲載、食品衛生月間（8月）や、消費生活展ねりまでのパネル展示を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ねりま食品衛生だより」 年4～5回 ・ホームページ掲載 年15回 ・パネル展示 年3～4回
	母親学級における食品衛生講習会 年47回	継続	母親学級で、食品衛生監視員が乳幼児の食中毒防止のための講習を実施します。	母親学級における食品衛生講習会 年47回
	食品衛生出前講習会 年8回	充実	区民団体などの求めに応じて、食品衛生監視員が食中毒の予防方法をはじめとする食品衛生知識の講習会を行います。	食品衛生出前講習会 年10～20回

生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生街頭相談 ・食品衛生クイズ 照姫まつり 500人 練馬まつり 500人 	継続	練馬区食品衛生協会と協力して、「照姫まつり」および「練馬まつり」で区民を対象とした食品衛生街頭相談や食品衛生クイズを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生クイズ 照姫まつり 500～700人 練馬まつり 500～700人
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心シンポジウム 年1回 	継続	消費者や食品などの事業者に対して、食品のリスクなどに関する情報を提供して、対話や意見交換を行います。相互理解を深めるとともに、様々な意見を区政に反映させるように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心シンポジウム 年1回

基本方針 4 多くの区民の連携による食育の広がりを目指します。

重点目標 区民一人ひとりが食育に取り組みましょう。
食育関係者間の連携を深めましょう。

重点目標に関する指標

	指 標	現 状	平成22年度までの 目指す方向
9	食育推進に関わるボランティア の人数	260 人	
10	食育に関心を持っている区民 の割合	平成 18 年健康フェスティバルアンケート 調査 64%	

指標設定の理由：

指標 9 . 食育推進に関わるボランティアの人数

地域における食育活動を活性化していくために必要な人材です。公民館サポーターズ・健康づくり自主グループ・歯の健康づくり自主グループ・在宅栄養士の会・健康づくりサポーター・農作業ヘルパー・(仮)援農ボランティア・食品衛生協会などです。

指標 10 . 食育に関心を持っている区民の割合

食育を推進していくためには、「食育」という言葉の持つ意味を理解することが必要です。

施策（9）食育を推進する人材の育成

< 施策の方向性 >

学校、保育園、特定給食施設（障害者施設、社会福祉施設を含む）地域で活動している栄養士や調理師などを対象に講習会を行い、食育を推進する人材の育成に努めていきます。

また、食育を家庭や地域に広める大切な役割を担う、食育ボランティアの育成と支援を行っていきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
健康づくりのためのサポーター育成（指導者の育成） 健康推進課 保健予防課 保健相談所	健康づくりサポーター育成事業 事業検討会を開催	新規	家庭や地域での区民主体の健康づくりを推進するために、「運動を通じた健康づくり」「食を通じた健康づくり」の分野別に人材を育成・確保します。 決められた講座を受講した区民に、サポーター登録をしていただき、健康づくりのためのリーダー育成を推進します。	健康づくりサポーター育成事業 年 60 人を育成
食育推進の人材育成 健康推進課、 保健予防課、 保健相談所	—	新規	在宅の栄養士に対して講習会や研修への参加を促し、活動や情報交換の場を提供します。 地域で食育を推進していく核となる人材を育成します。	在宅栄養士講習・交流会 ・栄養技術講習会など 年 5 回 ・情報交換交流会 年 4 回
食環境の整備 保健予防課	特定給食施設指導 ・栄養管理者講習会、栄養技術講習会 年 5 回 ・施設研修会 年 5 回	継続	給食施設の栄養士や調理従事者に対して講演会や研修を行い、食に関する知識や技術の習得を図ります。 また、施設の巡回来所指導などの個別指導や、栄養技術講習会などの集団指導を実施します。	特定給食施設指導 ・栄養管理者講習会、栄養技術講習会 年 4 回 ・施設研修会 年 8 回

<p>保育園給食従事者の研修</p>	<p>保育園栄養士研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士連絡会、 課題別研究 年 12 回 ・調理実習 年 1 回 ・講演会 年 1 回 	<p>継続</p>	<p>保育園栄養士を対象にして、献立作成、調理実習、衛生管理などの研修を行います。 毎年、食育の充実など研究テーマを決めて課題別研究を行い、報告書を作成し、研究成果を全園で活用できるようにします。</p>	<p>保育園栄養士研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養士連絡会、課題別研究 年 12 回 ・調理実習 年 1 回 ・講演会 年 1 回
<p>保育課</p>	<p>保育園調理員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立協議会 年 11 回 ・調理実習 年 1 回 ・講演会 年 1 回 	<p>継続</p>	<p>保育園調理員を対象にして、献立・調理についての情報交換や調理実習、衛生管理などの研修を行います。</p>	<p>保育園調理員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立協議会 年 11 回 ・調理実習 年 1 回 ・講演会 年 1 回

施策（10）関係機関・団体などとの連携、ネットワークづくり

< 施策の方向性 >

学校などで食の安全・安心についての教育を推進するために、区は、児童・生徒向けに食育用の媒体を作成し、提供していきます。

また、食育を推進している関係機関・団体が、相互にどのような活動をしているかを知るための情報交換の場を提供します。ネットワークを深めていくことにより、関係機関・団体が連携して食育の推進を目指します。

さらに、食育の日や食育月間、区などが行うイベントへの取り組みなどにより、食育活動を広く地域に展開していきます。

[個別事業]

事務事業名 または事業名	現況（18年度） 事業名・事業量	区分	事業の内容と考え方	22年度の目標 事業名・事業量
児童・生徒向けの安全・安心に関する食育媒体の作成・提供 生活衛生課	—	新規	学校などにおいて食育を推進する際の媒体を、食の安全・安心の分野から作成し、教育者などと連携して提供します。	児童・生徒向けの安全・安心に関する食育媒体の作成・提供
食の環境整備 経済課 健康推進課 生活衛生課 保健予防課 保健相談所 保育課 保健給食課	—	新規	区民・地域・学校・保育園・関係団体などが構成する、食育推進ネットワーク会議を開催して、食育活動を連携して効果的に推進するための取り組みを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区食育推進ネットワーク会議 年5回 ・「食育実践ハンドブックね・り・ま」の作成 (食育実践事例含む) ・練馬区食育推進標語の普及 ・食育月間(毎年6月)と食育の日(毎月19日)などの取り組み

各食育関係機関や団体ごとの取り組み例

学校・幼稚園...授業、給食、弁当、栽培体験、保護者との連携

保育園など...給食、栽培体験を通して基本的な食習慣を身に付ける、保護者との連携

農業団体など...食の生産 流通 加工などが、交流や体験を通して理解できるような
取り組み

地域団体・NPO など...地域の食育普及活動、食育事業

飲食店・商店・企業・事業者団体・医事・薬事関係施設など...食に関する情報提供、
食環境づくり

行政...食育事業の実施、食育活動の条件整備、食育推進活動を担う人材の育成、
各団体の連絡調整

練馬区食育推進ネットワーク会議

今まで、各機関が個々に行っていた食育の取り組みを、区民、事業者・団体、および行政が一体となって協力、連携して行うことにより、今後は、地域に広く食育を浸透していくことを目指します。

そのために、練馬区食育推進ネットワーク会議を立ち上げました。



食育推進ネットワーク

第4章 計画の着実な推進と評価

1 計画の推進

本計画は、練馬区の特長や現状に対応して食育を推進するものです。また、健康づくり・教育・産業振興を所管する各部署の連携があって、初めて実現できる施策も含まれています。そのために、区は、区民をはじめ関係団体、所管部署等に広く周知し、理解と協力を求めています。

本計画を推進するために、公募区民をはじめ学識経験者や事業者関係団体の代表で構成されている「練馬区食育ネットワーク会議」を中心に、食育実践ハンドブックの作成や推進標語の普及、「食育の日」や「食育月間」における取り組みなどについて検討していきます。

2 計画の評価

計画に掲げた「指標」については、どのような効果があったかを確認し、さらなる状況の変化に対応するように見直して、次の計画にフィードバックさせていきます。

また、各施策・各事業についても、それぞれ実施する過程で達成度を把握し、次年度以降の改善につなげていく必要があります。

そのために、毎年度実施する施策評価等を活用し、本計画の達成状況の検証を行っていきます。

「食育基本法 前文」

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の^{そう}瘦身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に^{はん}氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活が求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

練馬区食育推進計画

平成 19 年(2007 年)12 月発行

編集・発行 練馬区保健所

(練馬区 健康福祉事業本部 健康部)

〒176-8501

練馬区豊玉北6 - 12 - 1

03(3993)1111(代)